

## 平成 21 年 12 月 名古屋港審議会会議録

- 1 開催日時 平成 21 年 12 月 11 日 (金) 午前 11 時 00 分～午前 11 時 22 分
- 2 開催場所 KKR ホテル名古屋 3 階 芙蓉の間
- 3 出席者氏名 (50 音順、敬称略)
  - 会 長 神 田 真 秋 (愛知県知事)
  - 池 田 桂 子 (弁護士)
  - 伊 藤 松 博 (中部運輸局長)
  - 入 倉 憲 二 (名古屋市住宅都市局長)
  - 宇佐美 英 世 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
  - おくむら 文洋 (名古屋港管理組合議会議長)
  - 川 西 寛 (愛知県建設部長)
  - 木 全 英 一 (東海倉庫協会会長)
  - 久 野 時 男 (飛島村長)
  - 斯 波 薫 (名古屋市環境局長)
  - 杉 岡 和 明 (名古屋港管理組合議会副議長)
  - 染 谷 昭 夫 (前名古屋港管理組合副管理者)
  - 高 橋 治 朗 (名古屋港利用促進協議会会長)
  - 富 田 英 治 (中部地方整備局長)
  - 西 野 慶 龍 (名古屋港長)
  - 新 田 征志郎 (伊勢三河湾水先区水先人会会長)
  - 廣 瀬 隆 (名古屋海運協会会長)
  - 藤 井 敏 夫 (愛知県環境部長)
  - 眞 継 隆 (愛知学院大学総合政策学部教授)
  - 嶺 木 昌 行 (名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長)
  - 村 本 准 一 (名古屋港南部臨海地帯企業連絡協議会会長)

(委任状提出)

伊藤勝利	(東海地区港湾労働組合連絡協議会事務局長)
伊藤正	(名古屋港運協会会長)
岡田邦彦	(名古屋商工会議所会頭)
加藤功	(知多市長)
服部彰文	(弥富市長)

(欠席)

鈴木淳雄	(東海市長)
鶴田利恵	(四日市大学経済学部准教授)
原信造	(名古屋税関長)
八木嘉幸	(伊勢湾海難防止協会会長)

(名古屋港管理組合出席者)

管理者	河村たかし
副管理者(専任)	山田孝嗣
副管理者(愛知県副知事)	西村真
副管理者(名古屋市副市長)	山田雅雄
企画調整室長	藤原克己
総務部長	熊澤由行
港営部長	森俊裕
建設部長	長尾登起夫
企画調整室次長	鈴木泰治
企画調整室政策推進担当参事	水谷三喜男
総務部次長	三浦久
総務部県市政策調整担当	山内一昭

# 会 議

[開会の辞]

○司会者・恵飛須調整担当課長 定刻となりましたので、ただいまから名古屋港審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お足元の悪い中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本来なら、ご出席の委員を個々に紹介させていただくところではございますが、時間の都合もございますので、失礼とは存じますが、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもってご紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日ご用意させていただきました資料のご確認をお願いいたします。次第、席次、名簿の方は審議会と専門部会の名簿をご用意しております。それから、「専門部会の議決内容報告」、これが各1枚ものでございます。資料の方は、「名古屋港港湾計画書(案)―一部変更―」と記載されました冊子、それから「名古屋港港湾計画資料(案)―一部変更―」の冊子、そして「名古屋港臨港地区の変更について(案)」の冊子、「名古屋港港湾隣接地域の変更について(案)」の冊子をご用意してございます。それから、「名古屋港審議会関係例規集」もあわせてお手元にあるかと思えます。また、カラー刷りのA4横のものでございますが、「港湾計画―一部変更―」の説明資料もお手元でございます。それから、「専門部会報告資料」と書いた封筒がございまして、こちらの方は、専門部会に諮問いたしました資料が入っております。それと、パンフレットでございます。よろしゅうございますでしょうか。

なお、本審議会におきましてご発言の際には、念のため、お名前をちょうだいできれば幸いです。

当審議会の議事進行につきましては、条例の定めるところによりまして、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、会長からのごあいさつをもって会議に入らせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

[会長あいさつ]

○神田会長 皆さん、おはようございます。

名古屋港審議会、ご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中を、また、き

ようは足元の悪い中、ご参集をいただきありがとうございます。

さて、本日ご審議をいただきます案件でございますが、「名古屋港港湾計画の一部変更について」「名古屋港臨港地区の変更について」及び「名古屋港港湾隣接地域の変更について」、以上3件でございます。

どうか慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますけれども、開会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、早速本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに、管理者からごあいさつをお願いいたします。

[管理者あいさつ]

○河村管理者 おはようございます。それでは、審議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより名古屋港発展のためにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、中国・アジア貨物の拠点である鍋田ふ頭において長年要望してまいりました第3バースは、この11月に着工式にこぎつけることができました。これも皆様のご支援のたまものと重ねてお礼申し上げます。

さて、先般、スーパー中樞港湾絞り込みの話が出ており、来年1月から公募、6月に選定というスケジュールと言われております。名古屋港は「ものづくり日本一」と言われた中部経済圏を支える日本一の港でございます。私は、名古屋港が選定されるよう積極的に動いてまいりたいと考えております。加えて、安全で安心なまちづくり、親しまれるまちづくりにつきましても十分意を注ぎ、積極的に取り組んでまいります。

委員各位におかれましても、ご理解とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日諮問をさせていただきましたのは、「名古屋港港湾計画の一部変更について」「名古屋港臨港地区の変更について」及び「名古屋港港湾隣接地域の変更について」でございます。何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○神田会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況について報告を願います。

[委員出席状況報告]

○事務局・恵飛須調整担当課長　それでは、ご報告させていただきます。

委員総数 30 名のうち、本日ご出席いただいております委員が 21 名、また、委任状をいただいております委員 5 名、合計 26 名の委員がご出席と相なります。したがって、名古屋港審議会条例に定められております定足数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○神田会長　ご苦労さまでした。ただいまの報告のとおりでございます。

なお、審議に入ります前に、さきの審議会以降、これまで開催されました専門部会の議決内容につきまして、部会長の眞継委員よりご報告をお願いいたします。

[専門部会の議決内容報告]

○眞継部会長　部会長を務めさせていただきます眞継でございます。

専門部会の議決内容につきましては、名古屋港審議会運営規程第 7 条第 4 項の規定によりまして、審議会に報告することになっておりますので、ご報告申し上げます。

平成 20 年 12 月に開催されました審議会以降、専門部会は本日 10 時より開催されたもののみでございます。その資料につきましては封筒の中に入れてありますが、内容は、委員のお手元に「専門部会の議決内容報告」と記しました 1 表を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

本日審議いたしましたのは、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」の 2 件を審議いたしました。

その結果、いずれも諮問案を適当と認める旨の議決をいたしましたので、これをご報告申し上げます。

[会議録署名者の指名]

○神田会長　ただいまご報告のありましたとおりでございます。部会長さん、ありがとうございます。

続きまして、本日の会議録署名者でございますが、新田委員さんと藤井委員さんの 2 名を指名させていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

[審議]

○神田会長　それでは、本日の審議に入ります。

「名古屋港港湾計画の一部変更について」、内容をご説明願います。

○藤原企画調整室長　企画調整室長の藤原でございます。

説明は、港湾計画書等の内容を説明用に取りまとめたものを前面のスクリーンに映し出しながら説明させていただきたいと思います。お手元には、スクリーンと同様の資料をお配りしております。あわせてごらんさせていただきたいと思います。恐縮でございますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、名古屋港港湾計画の一部変更（案）について説明をさせていただきます。

今回の案件は、飛島ふ頭に関する1件でございます。本件は、面積が20ヘクタール以上の土地利用計画の変更であるため、一部変更の対象となります。これにつきましては、国の審議会の諮問案件でもございます。

計画内容は、前面にスクリーンがございますが、画面の右の航空写真で赤線で囲っております民間企業用地の土地利用計画を変更いたすものでございます。

飛島ふ頭では、これまでもロジスティクス機能の強化を進めてまいりました。このたび民間企業用地におきまして、ロジスティック機能などへの利用転換を促進するとともに、土地の有効活用を支援するために、土地利用計画を変更するものでございます。具体的な内容としましては、工業用地66.1ヘクタールを港湾関連用地へ変更いたすものでございます。

続きまして、環境への影響と評価ということでございますが、今回計画が周辺の環境に与える影響につきまして検討しました結果、その影響は軽微であると考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。本審議会からの答申後、前面画面のフロー図にありますように、平成22年3月に国土交通大臣の諮問機関であります交通政策審議会港湾分科会へ諮問する運びとなっております。同審議会の答申後、3月から4月の名古屋港管理組合公報にて公示をする予定となっております。

以上をもちまして名古屋港港湾計画の一部変更（案）について、説明を終わらせていただきます。

○神田会長　ご苦労さまでした。

それでは、ただいま説明がありましたこの件につきまして、ご質問あるいはご意見などありましたら、ご発言をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

特別ご意見などもないようでございます。それでは、本件につきましては、管理

者の諮問案を適当と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。ご異議ないものと認め、それでは、原案のとおり答申することに決定をいたします。

次に、「名古屋港臨港地区の変更について」、内容の説明を申し上げます。事務局、お願いします。

○藤原企画調整室長　それでは、名古屋港臨港地区の変更（案）について説明をさせていただきます。

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うために指定するものでございます。また、臨港地区では、土地利用の目的に沿って分区をしているところでございます。

今回の変更案件は4件ございます。そのうち1件は、飛島ふ頭における臨港地区の指定とその分区を指定するものでございます。残りの3件は、飛島ふ頭及び弥富ふ頭におけます分区の変更を行うものでございます。

初めに、飛島ふ頭における臨港地区の指定及びその分区の指定についてでございます。その位置につきましては、画面の航空写真の中で赤く囲んでいる地域でございます。

画面右の図の中に赤線で囲っている区域は、飛島ふ頭南側コンテナバースの整備のために埋立造成をいたしました用地で、その面積は1.5ヘクタールでございます。今回、臨港地区に指定するとともに、その分区を商港区に指定するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本審議会からの答申後、前面画面にありますように、平成22年度内に開催が予定されております愛知県都市計画審議会に付議をされ、愛知県公報にて告示後、名古屋港管理組合公報にて告示をする予定でございます。

続きまして、分区の変更につきまして説明をいたします。

まず、飛島ふ頭におきまして、画面の航空写真に示します民間企業用地と旧東浜中央緑地南の2カ所におきまして分区の変更を行うものでございます。

民間企業用地につきましては、港湾計画の一部変更で説明いたしました土地利用計画を、工業用地から港湾関連用地への変更に連動いたしまして分区の変更を行うものでございます。その内容につきましては、分区を工業港区から商港区に変更いたしますものでございます。その面積は65.6ヘクタールでございます。

旧東浜中央緑地南につきましては、ロジスティクス機能の強化を図るため、修景厚生港区の8.5ヘクタールを商港区に変更するものでございます。

当該用地につきましては、平成17年5月に土地利用計画を緑地から港湾関連用地に変更し、平成18年にロジスティクス系の企業が立地をしており、今回の臨港地区の変更の時期に合わせまして分区の変更を行うものでございます。

次に、弥富ふ頭におきまして、画面の航空写真に示します旧第1貯木場におきまして分区の変更を行うものでございます。

旧第1貯木場につきましては、循環型社会に寄与する静脈物流拠点の形成を図るとともに、商港区3.7ヘクタールを特殊物資港区に変更するものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本審議会からの答申後、画面の表示のとおり、平成22年3月ないし4月の名古屋港管理組合公報にて分区変更の告示をする予定でございます。

以上をもちまして名古屋港臨港地区の変更（案）についての説明を終わらせていただきます。

○神田会長 お聞き取りをいただき、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましても、ご質問、ご意見などございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。特によろしゅうございますか。

特別ご発言もないようでございますので、本件につきましては、管理者の諮問案を適当と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、それでは、原案のとおり答申することに決定をいたします。

次に、3点目の「名古屋港港湾隣接地域の変更について」、これにつきましても内容の説明を申し上げます。それでは、お願いいたします。

○藤原企画調整室長 それでは、名古屋港港湾隣接地域の変更（案）について説明をさせていただきます。

今回の港湾隣接地域の変更は、二つの理由によるものでございます。一つ目の理由は、埋立造成や埠頭再開発に伴い、水際線が内陸化した地域につきまして、現況の水際線に変更するものでございます。2つ目の理由は、海岸保全施設に係る変更でございます。防潮壁などの海岸保全施設と一体となって効率的に水域及び護岸等



を維持・保全するために、指定地域を変更するものでございます。

まず、1点目の理由の埋立造成等に伴う変更は、画面に表示しておりますように7地区でございます。次に、2点目の理由の海岸保全施設に係る変更は、画面に表示しているとおおり9地区にわたっております。

それでは、稲永ふ頭から空見ふ頭に係る変更箇所について説明をいたします。

画面の凡例にありますように、赤色の部分が新たな指定地域、灰色の地域が廃止といたすものでございます。

空見ふ頭、潮風ふ頭、稲永ふ頭の3地域は、埋立造成に伴い内陸化した地域につきまして、現況の水際線に変更するものでございます。汐止ふ頭につきましては、海岸保全施設に係る変更で、現在の防潮壁を含む位置まで指定するものでございます。

次に、大手ふ頭から大江ふ頭に係る変更箇所について説明をいたします。

大手ふ頭の南側の突堤部分及びガーデンふ頭の2地域につきましては、埋立造成に伴いまして内陸化した地域について、現況の水際線に変更するものでございます。

大手ふ頭の北側、堀川口、築地東ふ頭、大江ふ頭の4地域は、海岸保全施設に係る変更で、現在の防潮壁を含む位置までを指定するものでございます。

次に、昭和ふ頭から潮見ふ頭に係る変更箇所について説明をいたします。

昭和ふ頭及び船見ふ頭の2地域は、海岸保全施設に係る変更で、現在の防潮壁を含む位置まで指定するものでございます。

潮見ふ頭は、現在の防潮壁の位置に合わせまして、不要な地域の廃止をいたすものでございます。

最後に、中川運河と堀川に係る変更箇所について説明をいたします。

画面の左の図が中川運河、右の図が堀川でございます。両地域とも、埋立造成に伴いまして内陸化した地域について、現況の水際線に変更するものでございます。

以上で名古屋港港湾隣接地域の変更（案）についての説明を終わらせていただきます。

○神田会長　ご苦労さまです。

それでは、ただいまの説明につきましても、ご質問、ご意見などありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。これも特によろしゅうございますか。

特別ご発言もないようでございます。それでは、本件につきまして、管理者の諮問案を適当と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、原案のとおり答申することに決定をいたします。

なお、答申の手続でございますが、会長に一任とさせていただきたいと思いますが、この点についてもご同意をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

以上をもちまして審議はすべて終了いたしました。

それでは、会議の終了に当たりまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

〔管理者あいさつ〕

○河村管理者　会議の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。今後も名古屋港発展のため格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

〔会長閉会あいさつ〕

○神田会長　それでは、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。皆様方のご協力を得まして適切な答申ができますことを心からお礼申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして名古屋港審議会を閉会いたします。

ご協力、まことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

会議録署名者 会 長 神 田 真 秋

委 員 新 田 征志郎

委 員 藤 井 敏 夫